

西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。	
(目的) 第 1 - 2 条	本業務は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画で定められた環境配慮計画(以下「環境配慮計画」という。)及び過年度に計画作成したモニタリング調査計画(案)を基に、モニタリング調査を行うものである。 また、モニタリング調査の実施と併せて環境学習会を実施することから、企画・運営補助を行うものである。	
(場所) 第 1 - 3 条	本業務の対象とする場所は、岐阜県大垣市及び岐阜県揖斐郡揖斐川町地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第 1 - 4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1 - 16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(業務概要) 第 1 - 5 条	本業務の概要は、次のとおりである。 (1) 事前準備 (2) 工事前モニタリング調査 (3) 環境学習会の企画・運営補助 (4) 点検とりまとめ	
(一般事項) 第 1 - 6 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	
(管理技術者) 第 1 - 7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1 - 6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。	

項 目	内 容	備 考																						
	<table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="6">技術士</td><td rowspan="3">総合技術監理</td><td>農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>建設－建設環境</td></tr><tr><td>環境－全ての選択科目</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>建設</td><td>建設環境</td></tr><tr><td>環境</td><td>全ての選択科目</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャ</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>建設環境</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設－建設環境	環境－全ての選択科目	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設	建設環境	環境	全ての選択科目	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャ	農業土木		建設環境		
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																						
		建設－建設環境																						
		環境－全ての選択科目																						
	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																						
	建設	建設環境																						
	環境	全ての選択科目																						
博士	農学																							
シビルコンサルティング マネージャ	農業土木																							
	建設環境																							
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																							
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載する。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																							
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																							
(業務管理) 第 1－11 条	本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。																							
(技術員等の配置) 第 1－12 条	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙現場技術業務実施要領に基づく業務において調査等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。																							

項 目	内 容	備 考								
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 本業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。 (3) 本業務を実施するに際し、労働安全衛生法等の諸法令等を遵守して行うものとする。 (4) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は受注者の責任において処理しなければならない。									
(参考図書) 第 2－2 条	本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次の図書とし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>農林水産省</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省	
名 称	発行所									
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会									
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省									
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省									
(貸与資料) 第 2－3 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="2">計画</td><td>国営西濃用水第三期土地改良事業計画</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画</td><td>1 式</td></tr></table>	分 類	貸 与 資 料	数量	計画	国営西濃用水第三期土地改良事業計画	1 式	国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数量								
計画	国営西濃用水第三期土地改良事業計画	1 式								
	国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式								
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－4 条	第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。									

項 目	内 容	備 考
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条 (作業の留意点) 第 3 - 2 条 (業務の成果品質確保対策) 第 3 - 3 条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3 - 4 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙 1 「作業項目内訳表」に示すとおりである。 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。 (3) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (4) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省 Web サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員 (主催) 及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。 1) 設計条件・前提条件 2) 業務計画の妥当性 3) スケジュール 4) 設計変更内容 5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等 (2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員 (主催) 及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、	

項 目	内 容	備 考
(公開用成果品の作成) 第3－5条	以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。 本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途取りまとめること。	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1－10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（モニタリング調査計画作成段階） 第3回 中間打合せ（環境学習会企画段階） 第4回 中間打合せ（モニタリング調査結果整理段階） 最終回 報告書とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物を設計業務共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部 (2) 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。	
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所 岐阜県大垣市神田町1丁目1番地 弘光舎ビル7階	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第 7 - 1 条	技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。 (1) 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。 (2) 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8 - 1 条	この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)作業項目内訳表

作業項目	作業内容	当初数量
1 事前準備		
1-1 資料の検討	環境配慮計画及び貸与資料内容を整理・把握し、令和7年度の作業計画書を作成する。	1 式
1-2 現地踏査	モニタリング調査実施に当たり、必要な現地踏査を実施し、現地の状況等を把握する。	1 式
2 工事前モニタリング調査		
2-1 工事前モニタリング調査（春季）	対象施設の保全対象生物等について、工事前のモニタリング調査を行う。調査項目、調査時期、調査対象地点は別紙2のとおり。	1 式
2-2 工事前モニタリング調査（夏季）	対象施設の保全対象生物等について、工事前のモニタリング調査を行う。調査項目、調査時期、調査対象地点は別紙2のとおり。	1 式
3 環境学習会の企画・運営補助	福田頭首工において、工事前モニタリング（春季）と併せて環境学習会を1回実施する計画としていることから、環境学習会の企画を行う。環境学習会の運営は発注者で行うことから、企画内容を踏まえた運営の補助（必要な資機材の準備、モニタリング調査で採捕した魚類の展示、同定作業等を想定）を行う。 なお、環境学習会の対象者は高校生10名程度を想定している。	1 式
4 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式

(別紙2)生態系現地調査の調査項目、調査時期、調査対象地点 (案)

調査項目	調査時期		調査回数	調査対象地点
	春季 (4～6月)	夏季 (7～8月)		
魚類	●		1回	福田頭首工
	●		1回	島樋門
貝類	●		1回	福田頭首工
			—	島樋門
植物	●		1回	福田頭首工
	●		1回	島樋門
は虫類			—	福田頭首工
	●	●	2回	島樋門
昆虫類		●	1回	福田頭首工
			—	島樋門